

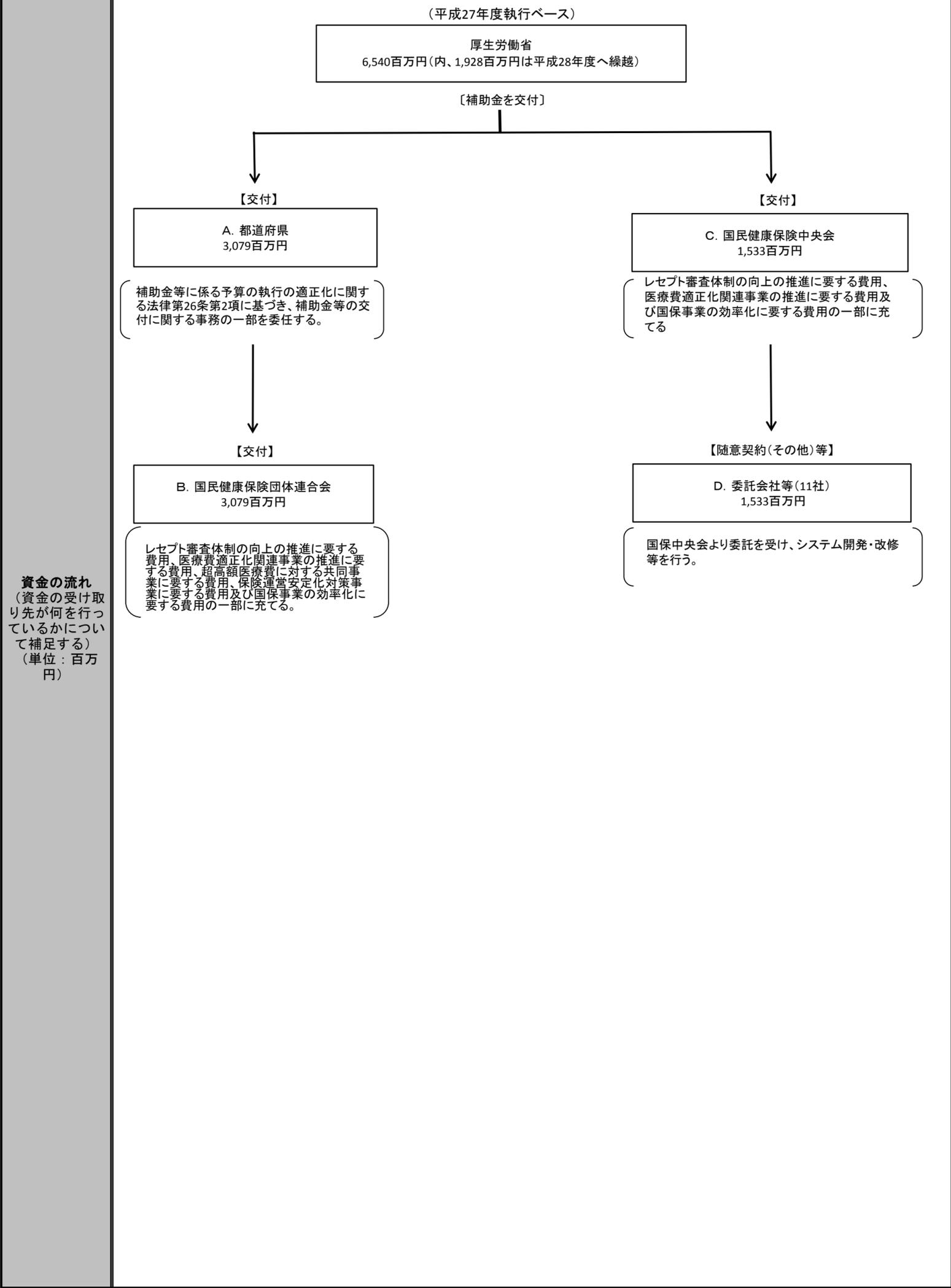
平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	国民健康保険団体連合会等補助金			担当部局	保険局		作成責任者			
事業開始年度	昭和52年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課		榎本健太郎			
会計区分	一般会計									
根拠法令(具体的な条項も記載)	国民健康保険法第74条			関係する計画、通知等	国民健康保険団体連合会等補助金の国庫補助について(昭和52年5月16日厚生省発保第36号)					
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障					
事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	診療報酬の適正な審査と迅速な支払い及び国保保険者の共同の目的を達成するための事業を効率的に行い、また、国保保険者の事業の運営の安定化を推進することにより、国民健康保険事業の円滑かつ健全な運営を期すことを目的とする。									
事業概要(5行程度以内。別添可)	補助対象となっている事業(定額補助) 1. レセプト審査体制の向上のための事業 2. 医療費適正化関連事業 3. 超高額医療費に対する共同事業 4. 保険運営安定化対策事業 5. 国保事業の効率化のための事業									
実施方法	補助									
予算額・執行額(単位:百万円)	予算の状況	当初予算	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		補正予算	-	506	1,928					
		前年度から繰越し	-	-	506	1,928				
		翌年度へ繰越し	-	▲506	▲1,928					
		予備費等	-	-	-					
		計	5,164	4,415	4,612	5,892	5,091			
	執行額	5,164	4,415	4,612						
執行率(%)	100%	100%	100%							
成果目標及び成果実績(アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
			成果実績	-	-	-	-	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-	-	
			達成度	%	-	-	-	-	-	
定量的な成果目標の設定が困難な場合	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績						
	「①レセプト審査体制の向上のための事業」は審査事務の効率化を図るための事業であること、 「②医療費適正化関連事業」は市町村保険者の保健事業を支援し、被保険者の健康づくりの推進を図るための事業であること、 「③高額医療費に対する共同事業」は著しく高額な医療費の発生による都道府県単位での国保財政への影響を緩和を図るための事業であること、 「④保健運営安定化対策事業」はレセプト1件1円(保険財政共同安定化事業、平成26年度まではレセプト1件30万円以上が対象)又はレセプト1件80万円(高額医療費共同事業)を超える医療費の発生による市町村国保の国保財政への影響の緩和を図るための事業であること、 「⑤国保事業の効率化のための事業」は医療機関が他県被保険者分のレセプトも自県の国保連合会へ請求することにより請求手続きの効率化を図るための事業であることから、それぞれ定量的な評価は困難であるため、間接的な定量的指標を設定する。			「①レセプト審査体制の向上のための事業」は審査事務の効率化を図ること 「②医療費適正化関連事業」は被保険者の健康づくりの推進を図ること、 「③高額医療費に対する共同事業」は著しく高額な医療費の発生による都道府県単位での国保財政への影響を緩和を図ること、 「④保健運営安定化対策事業」はレセプト1件1円又は1件80万円を超える医療費の発生による市町村国保の国保財政への影響の緩和を図ること、 「⑤国保事業の効率化のための事業」は医療機関の請求手続きの効率化を図ること、 をそれぞれ定量的な成果目標とする。平成25年度~平成27年度までの実績は「事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績」欄の通り。						
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 28年度
		審査事務の効率化を図ること(①レセプト審査体制の向上のための事業)	電子レセプト請求件数	実績	千件	936,321	970,711	1,004,712	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	
	達成度			%	-	-	-	-	-	
	事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 28年度
		被保険者の健康づくりの推進を図ること(②医療費適正化関連事業)	特定健康診査・特定保健指導件数(合計)	実績	件	8,725,867	8,942,167	9,107,749	-	-
				目標値	-	-	-	-	-	
	達成度			%	-	-	-	-	-	
事業の妥当性を検証するための代替的な達成目標及び実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標最終年度 28年度	
	著しく高額な医療費の発生による都道府県単位での国保財政への影響を緩和を図ること(③超高額医療費に対する共同事業)	超高額医療費共同事業対象レセプト件数	実績	件	9,833	10,866	12,008	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
達成度			%	-	-	-	-	-		

活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	当初見込み						
国民健康保険団体連合会	活動実績	箇所	箇所	47	47	47	-	
	当初見込み	箇所	箇所	47	47	47	47	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	活動実績	箇所						箇所
国民健康保険中央会	活動実績	箇所	箇所	1	1	1	1	
	当初見込み	箇所	箇所	1	1	1	1	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	単位当たりコスト	百万円						百万円
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	単位当たりコスト	百万円						百万円
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	単位当たりコスト	百万円						百万円
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由				
	国民健康保険団体連合会等補助金	3,964	5,091	「新しい日本のための優先課題推進枠」1,343				
計		3,964	5,091					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること						
	施策	施策目標 I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること						
	測定指標	定量的指標	単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
		実績値	-	-	-	-	-	-
		目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係							
	国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会が行う国保保険者の共同の目的を達成するための事業に対し、国庫負担を行う事業を実施している。							
	改革項目	分野:	-	-				
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値		-	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)	単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
	成果実績	-	-	-	-	-	-	
	目標値	-	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係								

事業所管部局による点検・改善					
	項目		評価	評価に関する説明	
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	国民健康保険財政の安定化及び国民健康保険事業の円滑な実施・効率的な運営につながるものであり、広く国民のニーズがあり、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。	
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	国民健康保健事業の円滑な実施・効率的な運営を期するため、国民健康保健事業の安定化を図る事業であり、国が実施すべき事業である。	
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	国民健康保健事業の円滑な実施・効率的な運営を確保するために必要な事業であり、適正かつ安定的・効率的な医療保険制度の構築という政策目的達成に向けて、優先度の高い事業である。	
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		-		
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無		
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	事業内容により一定の会費負担があり、受益者との負担関係は妥当である。	
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	補助の必要性・効果に乏しいものを廃止するとともに補助率を見直すことによりコスト削減に努めており、単位当たりコストの水準は妥当である。	
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	都道府県を経由して交付しているが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づくものであり、合理的なものとなっている。	
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助対象事業は必要に応じて見直しを行っており、必要なものに限定されている。	
不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	-		
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	国保連合会が診療報酬の審査支払業務や保険者の共同事務に活用するシステムは、コスト削減を図るため国保中央会が一括して開発等を行っており、スケールメリットによるコスト削減が図られている。		
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		-	-	
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	国保連合会が診療報酬の審査支払業務や保険者の共同事務に活用するシステムは、コスト削減を図るため国保中央会が一括して開発等を行っており、国保中央会へ補助を行うことにより、実施できている。	
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	全国保連合会及び国保中央会で活動実績があり、見込みに見合ったものである。	
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-	-	
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			-	
	所管府省・部局名	事業番号	事業名		
点検・改善結果	点検結果	電子レセプトの請求件数が平成25年度から平成26年度に掛けて伸びているように、審査事務のIT化の進展やレセプトオンライン請求の普及による効率化が図られていること、また、費用負担のあり方の見直しを行ったことを踏まえ、レセプト審査体制向上の推進に要する費用等の見直し(常務処理審査委員の削減)を行い、平成27年度予算に反映させた。 (電子レセプトの請求件数:平成25年度 約9.4億件→平成26年度 約9.8億件 なお、平成27年度の実績については現在集計中である。)			
	改善の方向性	レセプト審査体制の向上の推進に要する事業については、事業実施に当たってのコスト削減に引き続き努めていく。また、保険者から委託を受けて実施している業務については、一定の会費負担・手数料負担を求めていることから、受益者負担の観点からの見直しを図っていく。			
外部有識者の所見					
レセプト審査体制の向上の為に審査方法、例えばリスクアプローチによるサンプリング方法を導入等効率化を図るなど、予算の節減が求められる。(長崎 武彦)					
行政事業レビュー推進チームの所見					
内容の改善	外部有識者の所見を踏まえ、効率的な予算の執行に努めること。				
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況					
縮減	レセプト審査体制の向上にかかる経費については、システムの運用経費を見直すことで予算の節減を図った。				
備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・事業仕分け第1弾(平成21年11月11日開催) 事業番号 2-6 ・事業名 「その他医療関係の適正化・効率化」 ・WGの評価結果 見直しを行う(廃止 0名 自治体/民間 0名 見直しを行わない 0名 見直しを行う 15名) <ul style="list-style-type: none"> ア. レセプト審査率と手数料を連動 9名 イ. 国保連・支払基金の統合 11名 ウ. 柔道整復師の3部位請求に対する給付見直し 11名 エ. 入院時の食費・居住費の見直し 12名 オ. その他 2名 ・取りまとめコメント 15名の仕分け人全員が「見直しを行う」。 「ア. レセプト審査率と手数料を連動」は9名で、その他の意見の2名が「国保連・支払基金とも都道府県単位で解体の上再編」、「競争が働いていない」としており、事実上11名である。 「イ. 国保連・支払基金の統合」は11名で、アと同様にその他の意見を含めて事実上13名である。 「ウ. 柔道整復師の3部位請求に対する給付見直し」は11名、「エ. 入院時の食費・居住費の見直し」は12名であった。 <p>以上より、仕分けチームとしてはア～エの論点について、この結論に従って見直しをする。</p> <p>○平成23年度会計検査院検査報告 指摘内容…社会保障カード(仮称)の導入に向けた環境整備の一環として、国民健康保険団体連合会等補助金により整備されて活用されていない機器等について、保険者事務共同電算処理事業等において早期に方策を検討するなどして、有効活用を図るよう改善の処置を要求したもの。 対応状況…未活用となっている機器等について、KDB(国保データベース)システムなど国民健康保険団体連合会が行う保険者事務共同電算処理事業に係るシステムに活用している。</p>					
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	254	平成23年度	226	平成24年度	193
平成25年度	226	平成26年度	238	平成27年度	248

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



支出先上位10者リスト

A.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都	8000020130001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	275	-	-	--	
2	大阪府	4000020270008	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	200	-	-	--	
3	神奈川県	1000020140007	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	185	-	-	--	
4	埼玉県	1000020110001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	157	-	-	--	
5	千葉県	4000020120006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	142	-	-	--	
6	愛知県	1000020230006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	128	-	-	--	
7	北海道	7000020010006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	124	-	-	--	
8	兵庫県	8000020280003	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	113	-	-	--	
9	福岡県	6000020400009	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	106	-	-	--	
10	静岡県	7000020220001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。	80	-	-	--	

B.

	支出先	法人番号	業務概要	支出額 (百万円)	契約方式	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	東京都国民健康保険団体連合会	5700150001251	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	275	-	-	--	
2	大阪府国民健康保険団体連合会	6700150023385	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	200	-	-	--	
3	神奈川県国民健康保険団体連合会	4700150011945	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	185	-	-	--	
4	埼玉県国民健康保険団体連合会	9700150016824	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	157	-	-	--	
5	千葉県国民健康保険団体連合会	2700150015064	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	142	-	-	--	
6	愛知県国民健康保険団体連合会	4700150041793	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	128	-	-	--	
7	北海道国民健康保険団体連合会	9700150032202	国民健康保険法第45条第5項に基づく国民健康保険の審査支払事務、また、会員である国保保険者の行う国保関連事務の共同処理等を実施。	124	-	-	--	

